

市政記者各位



令和 7 年 6 月 26 日

経済観光文化局文化財活用部

公益社団法人福岡県建築士会との 「災害時における文化財(建造物)に関する連携協定」締結について

福岡市と公益社団法人福岡県建築士会は、福岡市内の文化財(建造物)が災害等によって失われる機会を低減させるため、別紙のとおり協定を締結しましたのでお知らせします。

記

1. 協定の名称

「災害時における福岡市の文化財（建造物）に関する連携協定」

2. 協定の相手方

公益社団法人 福岡県建築士会

3. 協定締結日

令和 7 年 6 月 20 日（金）



4. 対象建造物

福岡市に所在する指定・登録文化財（建造物）および、未指定・未登録文化財（建造物）のうち保全に関して所有者の合意を得たもの。

5. 主な協定内容

- （１）災害時における文化財（建造物）の保全に関すること
- （２）災害時を想定した文化財（建造物）の調査に関すること
- （３）文化財（建造物）の日常管理・情報発信に関すること

以上

	【問い合わせ先】 経済観光文化局文化財活用部文化財活用課 担当：松村・宮野・黒田 TEL：092-711-4862（内線 3832） FAX：092-733-5537 公益社団法人 福岡県建築士会 福岡県歴史的建造物委員会 担当：花吉・中島 TEL：092-441-1867 FAX：092-481-2355
--	--

災害時における福岡市の文化財（建造物）に関する連携協定

福岡市（以下「甲」という。）と公益社団法人福岡県建築士会（以下「乙」という。）は、福岡市における文化財（建造物）（文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する建造物をいう。）について、以下のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲と乙との連携及び協力により、福岡市内の文化財（建造物）が災害等によって失われる機会を低減させることを目的とする。

（協力事項）

第 2 条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 文化財（建造物）の保全に関すること。
 - (2) 文化財（建造物）の調査に関すること。
 - (3) 文化財（建造物）の日常管理及び情報発信に関すること。
 - (4) その他本協定の目的を達成するために必要な事業に関すること。
- 2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、情報の共有及び意見の交換に努めるものとする。
- 3 第 1 項各号に掲げる事項に関する具体的な連携及び協力の方法等については、甲と乙が別途協議の上、定めるものとする。
- 4 甲と乙は、連携及び協力した事項について、その結果及び今後の取組みに関し、随時協議を行うものとする。

（確認事項）

第 3 条 甲と乙は、本協定の締結が、甲が乙以外の者と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（変更）

第 4 条 甲又は乙が本協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、変更するものとする。

（秘密の保持）

第 5 条 甲と乙は、本協定を実施するに当たり知り得た情報について、甲又は乙の承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。

（連絡体制）

第 6 条 甲と乙は、本協定を円滑に推進するため、連絡調整に係る担当部署をそれぞれ定めるものとする。

2 甲と乙は、前項に規定する担当部署の職員により構成する連絡会議を定期的に開催するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも書面による申出がない場合は、本協定は1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

2 甲又は乙が本協定を解除しようとする場合は、解除する日の1月前までに書面をもって相手方に通知するものとする。

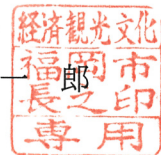
(その他)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年6月20日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎



乙 福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号
福岡建設会館6階
公益社団法人 福岡県建築士会

会 長 鮎 川 透

